

## さいたま市告示第1638号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止の届出があったので、その概要等を同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年12月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤオコー大宮大成店

所在地 さいたま市北区大成町四丁目416番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ヤオコー

代表者氏名 代表取締役 川野 澄人

住所 埼玉県川越市脇田本町1番地5

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,966 m<sup>2</sup>

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m<sup>2</sup>

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル以下となる日

平成30年9月30日

(6) 変更する理由

閉店のため

### 2 届出年月日

平成30年11月30日

### 3 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課商業振興係

(2) 電話 048(829)1364